

事例4

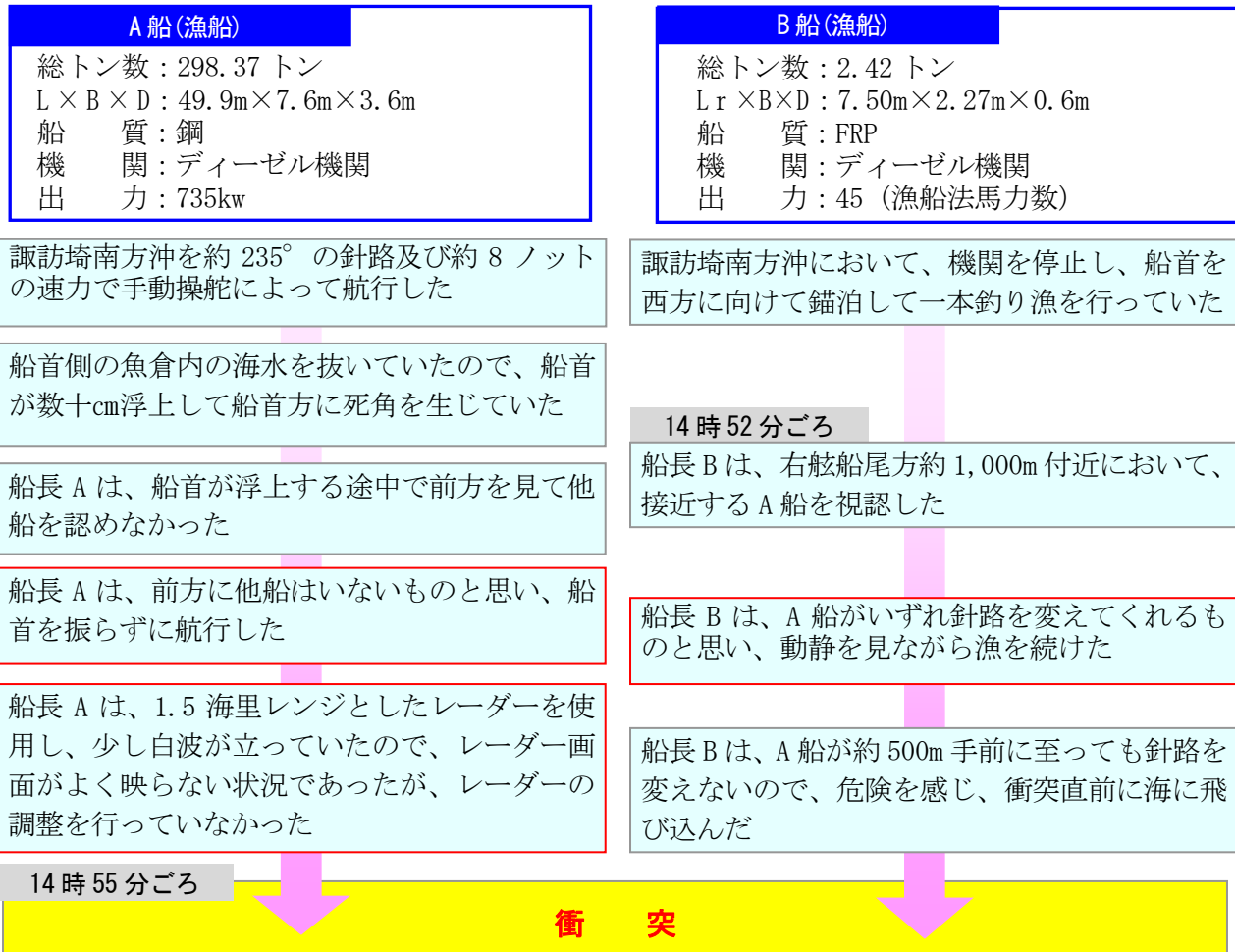
船首が浮上する途中で前方に他船はいないと思い、船首を振らずに航行中に衝突

概要：A 船は、船長 A ほか 4 人が乗り組み、愛媛県諏訪埼南方沖を南西進中、B 船は、船長 B が 1 人で乗り組み、諏訪埼南方沖で錨泊中、平成 24 年 12 月 19 日 14 時 55 分ごろ A 船の船首部と B 船の右舷船尾部とが衝突した。

A 船は、船首部に擦過傷を生じたが、死傷者はいなかった。

B 船は、右舷船尾部に割損を生じたが、死傷者はいなかった。

事故発生に至る経過



原因：本事故は、諏訪埼南方沖において、A 船が南西進中、B 船が錨泊中、船長 A が船首方の死角を補う見張りを行わず、また、船長 B が一本釣り漁を続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。

再発防止に向けて

- 航行中に死角を生じる場合、船首を左右に振ったり、他の乗組員を船首に配置するなどにより、死角を補う見張りを行うこと。
- 海面反射などの影響でレーダー画面に障害が出た場合は、調整を行うこと。
- 汽笛を有しない船舶は、漂泊中又は錨泊中に接近する他船を認めた場合、有効な音響による信号を行い、注意を喚起すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(2013年6月28日公表)
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2013/MA2013-6-25_2012hs0227.pdf